

# 日EU・EPA及び日英EPAに関する御意見／御要望調査

ご多忙の中、本調査に御協力いただきありがとうございます。日本国政府としては、日EU・EPA及び日英EPAが日本の企業・事業者の方々にとってより活用しやすく、また、より多くの企業・事業者の方々裨益する協定となるよう、更なる取組を進めていきたいと考えております。

かかる取組の一環として、今般、実際に日EU・EPA及び日英EPAを活用される企業・事業者の方を対象に、EU又は英国との貿易やビジネスにあたって生じている問題等がないか調査を実施しておりますところ、以下アンケート調査に御協力いただけますと幸いです。

頂いた御意見や御要望は、EUや英国との議論に生かし、必要に応じてEUや英国に改善を要請することを想定しております（EU及び英国への要望については、個社からの要望がある場合を除いては、個別具体的な社名に言及せず、一般的な形（例：「日本の関係業界からの要望」）でEU、英国に伝達する方針です。）。

つきましては、7月29日（金）までに、EU又は英国との貿易やビジネスにあたって生じている問題、または、日EU・EPA又は日英EPAを活用するメリット等について情報をお寄せいただけますと幸いです。なお、当局間の議論を円滑にするため、実際に生じた事例等については可能な限り詳細に御教示頂けますようお願い申し上げます。

\* 必須

1. 本フォームで収集される個人情報、外務省が個人情報保護法に基づき、以下の利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

【頂いた御意見について、必要に応じ詳細の把握のため担当部署から御連絡差し上げるため。】

本フォームで収集される情報は、日本又は米国の法令に基づく開示要請があった場合、その他必要に応じ国際協力、邦人保護等のため国内外の第三者に提供される可能性があります。これを了承した上で回答へ進みますか。

\*

（ ）

2. 会社・団体名 \*

3. 業種 \*

4. 御意見のあるEPAを選択してください。

日EU・EPA

日英EPA

5. 御意見や御要望のある事項に関連する分野を選択してください。

市場アクセス

原産地

税関・関税

衛生植物検疫措置

貿易の技術的障害

サービス貿易・投資・電子商取引

自然人の入国・一時的な滞在

政府調達（含：地方政府）

知的財産

規制協力

その他

6. 御意見や御要望を御記入ください。

(例)

- ・相手国の税関において、本来は不要なはずの書類の追加提出を求められた。
- ・北アイルランド国境において、物品が長く留め置かれた。
- ・相手国が導入した（導入しようとしている）規制措置は、合理的な根拠を欠いており、海外から当該国への輸出を制限するものである。
- ・相手国の政府調達市場に参入したいが、当該国内における過去の実績を入札要件にされる等、差別的な扱いを受けた。
- ・政府調達について相手国（EU）の発表している入札情報が原語のみで記載されており、英訳が欠落していた。
- ・EU加盟国の中で、特定国のみ税関が他のEU加盟国とは異なる対応をしており、追加的な対応を求められた。
- ・EU内で保護されているはずの日本のGI（地理的表示）が真正品ではない商品に使用されている。
- ・ICT（企業内転勤者）の入国・滞在・更新に関し、申請から90日以上経っても許可が下りなかった。

7. 御意見内容をEU及び英国に伝達する際、貴社名への言及は問題ございませんか。\*

- はい
- いいえ
- その他

8. 日EU・EPA又は日英EPAを活用するメリットについて御記入ください。

9. 御回答者様 御所属部署 \*

10. 御回答者様 御名前 \*

11. 御回答者様 Eメールアドレス \*

---

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。